

～ 自主・自律の地域社会づくりを目指して～

# 北海道協働推進基本指針

平成15年3月

(平成18年4月 一部改定)

北海道

## はじめに

### ◆ 多様化する地域の課題と住民ニーズ ◆

- ・ 少子高齢化、環境への意識の高まり、経済のグローバル化といった時代の変化に伴い、地域の課題が多様化しています。
- ・ また、社会の成熟化や核家族化が進み、人々の価値観や住民ニーズも、家族だけでは支えきれない高齢者の世話や育児への相互扶助に関する事、地域間の交流推進に関する事、暮らしの安全・安心の向上や生きがいに関する事など、多様化しています。
- ・ このように多様化する地域社会の様々な課題に、より効果的に対応していくためには、これまでの地域社会づくりのあり方や行政の役割などを見直していくことが必要になってきています。

### ◆ 拡がりをみせる市民の活動 ◆

- ・ 一方、道内の各地域においては、心の豊かさを尊重し、社会に貢献することに関心や意欲を持ち、地域の課題に自主的、自発的に取り組もうとするNPOなどによる市民活動が拡がってきており、福祉、環境、教育、まちづくりといった様々な分野で多彩な活動が展開されるとともに、ボランティア活動に関心を持つ人も増えてきています。

### ◆ 求められる「協働」 ◆

- ・ これからの自治体においては、地域の創意工夫により限られた財源を選択集中し、最適な行政サービスを確保するという地域経営の視点から、人材や資金、ノウハウや情報といった様々な資源を活かして、地域の活性化と生活の質の向上を図っていくことが必要です。
- ・ 地域が抱える切実な課題に直面しているのは、そこに暮らす人々であり、その課題を解決し、心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会を築いていくのは、地域の住民や企業、様々な団体、そして住民の負託を受けた行政の総合力です。
- ・ これからは、こうした主体同士が、それぞれの課題に応じて、適切な役割分担の下で、連携、協力し、「市民と行政との協働による地域社会づくり」を進めていくことが求められています。

# 目 次

|     |                      |   |
|-----|----------------------|---|
| I   | 指針の目的、性格             | 1 |
| II  | 協働に関する基本的な認識         | 2 |
| 1   | 協働とは何か               | 2 |
| 2   | 協働のパートナーは            | 2 |
| 3   | どのような形で協働が行われるのか     | 3 |
| 4   | 協働により期待される効果         | 4 |
| III | 本道におけるこれまでの取組        | 5 |
| 1   | 自主・自律の北海道づくりと「協働」    | 5 |
| 2   | 推進期間（平成15年度～17年度）の取組 | 6 |
| (1) | 職員の意識づくり             | 6 |
| (2) | 協働を進める仕組みづくり         | 6 |
| (3) | 協働を評価するシステムづくり       | 7 |
| IV  | 協働を進めるために            | 8 |
| 1   | 協働に取り組む上での留意事項       | 8 |
| 2   | 協働を進めるための方策          | 9 |
| (1) | 職員の意識づくり             | 9 |
| (2) | 協働を進める仕組みの活用         | 9 |
| (3) | 協働評価の推進              | 9 |

## I 指針の目的、性格

- ◇ この指針は、道政運営の基本理念の一つである「市民と行政との協働による地域社会づくり」を進めていくための具体的な手立てを示すものです。
- ◇ 道としては、この指針に基づき、協働を進めるための仕組みづくりと具体的な協働の取組の推進に努めます。

## Ⅱ 協働に関する基本的な認識

### 1 協働とは何か

- ◇ 地域社会づくりにおける「協働」とは、市民と行政が、相互の理解と信頼の下に、目的を共有し、積極的に連携、協力することによって、地域の公共的な課題の解決に当たろうとする考え方です。
- ◇ また、「協働」は、「地域社会づくりに市民が主体的に関わる一つの形」として、あるいは、「公共的な課題を解決するという目的を達成するための取組方法の一つ」として位置付けることができます。

### 2 協働のパートナーは

- ◇ 協働のパートナーは、いうまでもなく道民の皆さんです。
- ◇ 道民一人ひとりが、自主的、自発的に地域の課題解決に携わる「市民」として、「助け合い、支え合う地域社会」を築く主体となります。
  - ・ 例えば、分別してゴミを排出するといったルールを守ることから、PTAや町内会が行う清掃や交通安全活動を通じて、あるいは、ボランティアやNPO活動に参加するなど、道民は様々な形で「市民」として、地域の課題解決に携わることが可能であり、こうした多様な主体が道との協働のパートナーとなります。

### 3 どのような形で協働が行われるのか

#### ◇ 拡がりをみせる協働の取組

- 近年、協働の取組は、福祉、環境、教育、まちづくりといった様々な分野で拡がりをみせており、従来は専ら行政が担うものとされていた社会資本整備の分野においても、計画の策定における協働をはじめ、アダプトプログラム※<sup>1</sup>のような維持管理やグラウンドワーク※<sup>2</sup>方式による施設整備の事例も生まれてきています。
- また、協働は、「地域の課題やニーズの把握」の段階から、「政策の立案」や「計画の策定」、さらには「事業の実施」や「施設等の管理運営」といった行政プロセスの全ての段階において取り組んでいくことができます。

#### ◇ 様々な形態によって行われる協働

- 協働は、それぞれの段階に応じて様々な形態があります。例えば、事業の実施の段階では、「共催・後援」、「実行委員会・協議会」、あるいは、「事業協力」などの形態がありますが、ニーズの把握や政策の立案の段階における「情報や意見の交換」も大切な協働の取組の一つです。
- また、行政による「資金支援」や「業務の委託」、あるいは、「市民からの資金提供」という形で協働を進めることがふさわしい場合もあります。

#### ※1 アダプトプログラム(アダプトシステム)

地域の道路・河川・公園などを住民や企業が「自分の子供」のように大切に考え、清掃美化などの維持管理活動を行う協働の仕組みの一つです。

(アダプトとは「養子縁組み」の意味)

#### ※2 グラウンドワーク

1980年代に英国で始まった市民、企業、行政のパートナーシップによる地域の実践的な環境改善活動のことです。

#### 4 協働により期待される効果

##### <生活の質と心の豊かさの向上>

- ◇ きめ細やかで、良質な公共サービスの実現やコミュニティの中での新たな連携による生きがいの発見など「心の豊かさ」の向上につながることを期待されます。

##### <市民活動の拡大と地域の活性化>

- ◇ 市民活動に対する社会的理解の拡がりや活動機会の拡大、さらには地域における雇用機会の拡大も期待されます。

##### <政策の質の向上と道政改革の促進>

- ◇ 多様化する道民ニーズや地域課題に対して、よりの確な把握や効果的な対応が可能となります。
- ◇ 協働の取組を通じた職員の意識改革や、これに伴う道政の体質改善、効率化が図られます。

### Ⅲ 本道におけるこれまでの取組

#### 1 自主・自律の北海道づくりと「協働」

- ◇ 道では、平成10年から「市民と行政との協働による自律した地域社会づくり」を柱の一つとした独自の構造改革に取り組んでいます。

～これまでの主な取組（平成10年度～14年度）～

＜協働への意識啓発＞

- ・セミナー、ワークショップ、市民活動地域交流会等の開催
- ・新任職員 NPO 体験研修の実施

＜協働の仕組みづくり＞

- ・インターネットを活用した情報支援システムの構築

＜協働による事業の実施＞

- ・アダプトシステム※3 推進モデル事業
- ・情報人材バンク運営事業

＜市民活動への社会的理解の促進＞

- ・北海道市民活動促進条例の制定
- ・フォーラム、公開講座の開催

＜市民活動の育成・支援＞

- ・NPOバンクへの支援
- ・NPOスタッフ養成事業の実施
- ・道立市民活動促進センターの設置
- ・北海道市民活動情報提供システムの構築
- ・協働による森林づくりの手引となる指針の策定
- ・コミュニティビジネス※4の育成、支援

- ◇ 平成14年10月には、「北海道行政基本条例」を制定し、「道民との協働による地域社会づくり」を道政運営の基本理念の一つとして位置付け、その積極的な推進と環境の整備を図ることを明らかにしました。

※3 アダプトシステム（3頁を参照）

※4 コミュニティビジネス

市民などが主体となり、地域の課題をビジネスチャンスとして捉え、具体的に事業を展開することにより、コミュニティの再生と地域経済の活性化を同時に実現しようとする新しい地域づくりの手法です。



## 2 推進期間（平成15年度～17年度）の取組

平成15年度から17年度については、協働推進期間として、次のとおり協働を進めるための仕組みづくりと具体的な協働の取組の推進に努めました。

### (1) 職員の意識づくり

#### ◇ 市民活動や協働に関する職員研修の充実

- ・ 市民活動や協働をテーマとした新任職員研修、専門研修、派遣研修、職場研修等の実施。

#### ◇ 実践事例等を活用した職員セミナーの開催

- ・ 「指針」や「協働ハンドブック」などを活用し、協働の具体的な実践事例や道民の視点での仕事の進め方などをテーマとした職員セミナーの開催（平成15、16年度に全支庁で開催）。

### (2) 協働を進める仕組みづくり

#### ◇ 市民と行政との情報をつなぐ総合窓口（本庁、支庁）の設置

- ・ 本庁における総合窓口を設置し、各部との協働推進ネットワークを形成。
- ・ 各支庁に市民活動インフォメーションを設置。
- ・ 地域の課題解決に向けた地域活性化プラットフォーム（市民、企業、市町村、支庁等）<sup>※5</sup>のモデル形成事業の実施<sup>※6</sup>。

#### ◇ 協働の視点からの事業の点検評価の実施

- ・ 市民との役割分担や協働の視点からの事業の点検評価の実施。

#### ◇ 年度別取組状況の把握

- ・ 平成12年度から行っている「市民と行政との協働の取組に関する実態調査」により、協働の具体的な取組について、定期的な把握と推進管理を実施。

#### ◇ 市民活動団体、企業、大学等研究機関とのネットワークの形成

- ・ 市民活動団体、企業、大学等研究機関とのネットワークを形成し、協働の推進に向けた意見の交換や政策課題の検討を行う仕組みづくりを目的として協働型政策検討システム推進事業を実施。

#### ◇ 協働ハンドブックの作成

- ・ 協働を実践する際の手引き書として、市民・行政双方にとって分かりやすいQ & A形式のハンドブックを作成。

#### ◇ 職員に対する市民活動情報の効果的な提供

- ・ 職員情報誌「Be 北海道」、北海道のホームページ（「市民と行政の協働」）、「北海道市民活動団体情報提供システム」などを活用して、市民活動情報を提供。

### ※5 地域活性化プラットフォーム

「プラットフォーム」とは、「出合いの場」や「活動の基盤、舞台」という意味です。「地域活性化プラットフォーム」とは、市民や企業、行政といった様々な主体が、地域課題の把握、対応策の検討、さらには、具体的な活動に協働で取り組むものとして考えており、こうした事例としては、「常磐線プラットフォーム」や「北関東プラットフォーム」などがあります。

### ※6 モデル形成事業

次の3テーマで実施

1. 北海道日本ハムファイターズを活用したスポーツと地域振興（札幌）
2. インターンシップの活性化と雇用の確保（札幌）
3. コミュニティの連携による住みよい街づくり（函館）

### (3) 協働を評価するシステムづくり

#### ◇ 協働の取組事例の広報

- ・ 道の広報媒体（広報誌「ほっかいどう」やテレビ番組「みんなの赤レンガ」など）を活用して、協働の取組事例の紹介。
- ・ 報道機関に対して、協働事例に関する情報の積極的な提供。
- ・ インターネットや、情報誌により様々な情報を提供している市民との積極的な連携・協力による協働事例の広報。

#### ◇ 協働の取組に関する評価手法の確立

- ・ 具体的な事例を積み重ねる中で、協働による成果や、取組過程での改善点、参加機会の公平性など、様々な視点から協働の取組についての評価を行い、次の取組に反映するためのシステムづくり。

## IV 協働を進めるために

### 1 協働に取り組む上での留意事項

#### <協働を導入する際の視点>

- ◇ 道民ニーズや地域の課題に、より効果的な対応が可能となるか
- ◇ 市民の特性(柔軟性、機動性、専門性、先駆性等)を活かすことができるか
- ◇ 行政の効率化が図られるか
- ◇ 効果的な協働形態の選定が可能か
- ◇ 目的に合致したパートナーの選定は可能か
  - ・ 市民活動団体との協働の場合には、その団体の業務遂行能力(執行体制、財務状況、事務処理能力、専門性等)、活動内容や実績、団体運営の透明性等の視点から総合的に検討を行うことが必要です。
  - ・ 適切なパートナーの選定には、日頃からの情報収集が大切であり、また、公平性を確保するためには選定基準や選定結果を公開することも大切です。

#### <協働の実施に当たり守らなければならないルール>

- ◇ 市民と行政が対等な関係の下で、相互に理解し、互いの自主性、自律性を尊重し合うこと
- ◇ 協働によって達成しようとする目的を共有し、その共通認識の下で、それぞれの役割と責任を明確にすること
- ◇ 協働に至ったプロセスや取組の内容、さらには、その成果などの情報を広く公開すること
- ◇ 協働の取組について、定期的に適切な評価と見直しを行い、次の取組に活かしていくこと

#### <特に行政において留意すること>

- ◇ 協働の取組を通じて市民の有する能力や特性が最大限発揮されるように、計画や事業の「立案段階からの協働」に努めること

## **2 協働を進めるための方策**

### **(1) 職員の意識づくり**

協働の取組を推進するためには、常に道民の視点に立って仕事を進めるとともに、市民活動や協働についての職員の意識を高めていく必要があります。

市民は、地域の公共的課題に取り組み、共に支え合う地域社会を築いていく主体であり、協働のパートナーであることを認識し、市民活動の特性や実態、さらには協働の必要性と具体的な事例などについて職員の理解を深めるための取組を進めます。

また、こうした取組と併せて、道職員自らも市民として地域社会づくりに参画していく、市民活動に積極的な人・職場づくりを進めます。

### **(2) 協働を進める仕組みの活用**

協働についての市民の理解を深め、道政の様々な分野で、より効果的な協働の取組を進めていくため、市民との情報交流や庁内各部門等との連携協力を促進するとともに、協働の視点からの事業評価の実施、地域の課題解決に向けた地域活性化プラットフォームの自発的な形成促進など、協働を進める仕組みを活用した取組を進めます。

### **(3) 協働評価の推進**

協働に対する道民の理解を深め、行政との協働に取り組みやすい環境を築くために、協働の取組状況などについて、積極的に情報を発信していきます。

また、具体的な事例を積み重ねる中で、より効果的に協働を進めるため、協働による取組を評価し、次の取組に活かしていきます。